

議案第 58 号

財産取得について

京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
第3条の規定に基づき、別紙のとおり教員用タブレット端末等を取得するため
、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月28日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、G I G Aスクール構想（第2期）に向けて、京田辺市立小学校、中学校等において教員が学習指導に供するタブレット端末等を取得するため、提案するものである。

1 取得する財産及び数量

タブレット端末430台、タッチペン430本、タブレット端末管理用端末1台、周辺機器及び関連ソフトウェア一式

2 配置場所

京田辺市立小学校、中学校等

3 取得の相手方

所在地 京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3

氏 名 富士電機ＩＴソリューション株式会社 京都支店

支店長 田丸 哲也

4 取得の方法

指名競争入札

5 取得の金額

37,950,000円